WIPO 国際出願制度

実務アドバイス ~よくあるお問い合わせから~ WIPO 日本事務所



意匠の国際登録制度(ハーグ制度)では国際公表のタイミングが変更になったとのことですが、 どのように変わりましたか?

国際意匠登録はWIPOのデータベー ス [International Designs Bulletin]**1 にて、毎週金曜日スイス・ジュネーブ の正午に国際公表されます。2022年 1月1日に発効した共通規則17の改 正により、標準公表期間が「国際登録 日から6カ月後|から「国際登録日か ら12カ月後 に延長されました。

また、12カ月後の公表では遅い場 合もあるとの声を受け、出願時には「選 択された時点での公表 という新しい オプションが追加されています。これ により、従前どおり公表の延期を請求 できることに加え、「標準公表」より も公表を早めることが可能になりまし た。さらに出願後についても、国際登 録の公表前であれば、いつでも即時公 表(早期公表)を請求できることが明 確化されました。

1. 国際出願時の選択肢

「eHague」*2を利用して出願する場 合、「Publication」欄で3つの選択肢

から国際公表のタイミングを選択しま す (下図)。

- ① 国際登録日から12カ月後の公表 (標 準公表)
- ② 国際登録後直ちに公表(即時公表。 最短で国際登録された週の翌週の金曜 日に公表)
- ③ 選択された時点での公表(出願日 からの月数をプルダウンで選択。標準 公表より早いタイミングは常に選択 可。標準公表の期間を超えての公表延 期の可否や最大延期期間は、指定国に よって異なる)

つまり、公表延期の請求は選択肢③ で行うことになります。公表の延期を 認めていない加盟国もありますが、そ のような国を指定した場合、eHagueは 公表延期に当たる月数を表示しません。

2. 国際出願後の早期公表

国際出願後も、国際公表前に即時公 表(早期公表)の請求が可能です。早 期公表の請求は「Contact Hague」で 行うことができ、通常は請求後2~3 週間で国際公表されます。

なお、2022年1月1日より前に国 際出願された件であっても、国際出願 で最初に指定された公表期間が満了す る前であればいつでも、早期公表を請 求することができます。

3. おわりに

以上のように、今回の改正により、 国際公表のタイミングを出願人のニー ズに合わせて柔軟にコントロールする ことが可能になりました。

なお、国際登録は国際公表後に指定 国での実体審査が開始されますが、拒 絶の通報期間内に各指定官庁より拒絶 の通報がない場合、各指定国での意匠 の保護の付与と同一の効果を有しま す。拒絶の通報期間は国際公表から6 カ月または12カ月です。

- https://www.wipo.int/haguebulletin/
- https://hague.wipo.int/#/landing/ home

Requested publication *

- Publication 12 months after the date of international registration
- O Publication immediately after the recording of the international registration
- O Publication at a chosen time specified in number of months from the filing date:

【WIPO日本事務所 問い合わせ先 (日本語)】

TEL: 03-5532-5027 (ハーグ制度) TEL: 03-5532-5030(その他制度等)

URL: wipo.int/japan